

第26号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第27号を第29号とし、第10号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (1) 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター

第2条第1項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 一般財団法人地域活性化センター

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。